

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

[福祉ニーズの多様化・増大]

少子・高齢化が急速に進み、核家族化や地域意識の希薄化が叫ばれ、家族や地域で支え合う力が弱まりつつあります。

また、高齢者のみの世帯、とりわけ一人暮らしの高齢者や障害のある人が増加する一方で、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加など、新しい社会問題が表面化しています。

一方、市民の生活ニーズは多様化、増大しており、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきました。しかも、就労人口の減少と高齢化の進行で、公的なサービスが大きな割合を占める現在の福祉サービスの供給体制では、現行のサービス水準を維持することも困難なのが実状です。

こうした中で、この相反する課題に加えて複雑多様化した生活課題の解決策を見つけ出すには、住民と行政との協働が何より求められています。

[地域福祉に求められるもの]

市民の互いの助け合いや支え合いの支援と公的なサービスの充実を両輪とした、地域福祉の向上が必要となっています。また、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスの提供が求められています。

[社会福祉の改革の中での地域福祉]

平成12年、社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」として改正されました。これにより、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、主体的な生活者・地域の構成員たる住民自身の積極的な参加による福祉文化の創造をめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

(2) 計画策定の趣旨

市民の皆さんが主体的に地域福祉活動に取り組んでいくためには、助け合い・支え合いといった地域福祉が、他人のためばかりでなく自分自身のための行動でもあることを、多くの方々に気付いてもらう必要があります。

このため、本計画は、「地域福祉計画策定懇話会（愛称：つなげたい）」を設置し、現状把握や課題から今後の展開までを住民と市との協働で策定しました。

また、課題や今後の展開は、地域によって異なることから、本計画では方向性を示す、いわばガイドラインを示すこととしました。

今後、地域や関係団体の実情に即した実施計画づくりが行われ、また、多くの住民や団体、市や富士見市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）などが各々の役割において協働して行うことにより、より良い関係と地域を築くことを目的として、この地域福祉計画を策定しました。

【参考】社会福祉法（平成12年6月改正）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画の位置づけ

(1) 関連計画の中での位置づけ

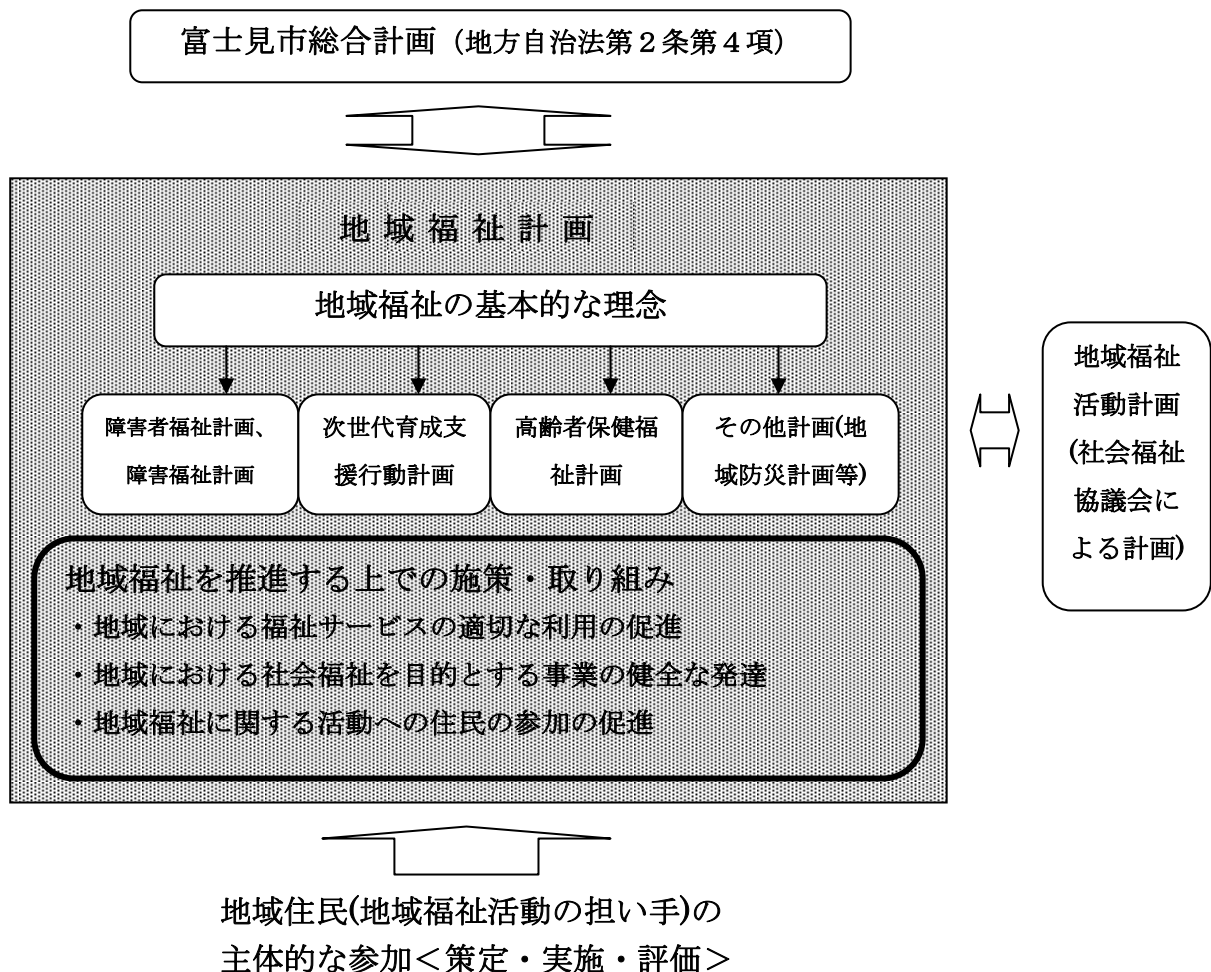
本市では、総合計画の下で計画が立案され、実施されていますが、障害者計画や障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画などの個別の計画は、障害者や児童、高齢者といった対象ごとに、行政の視点で作成した施策を示すものです。

一方、本計画は、地域における生活課題を住民や市、社会福祉協議会などの各々の役割において解決するための方法を、行政の分野を超えて、市民の視点で作成したものです。

なお、市の役割については、住民と協働で行う事業などを除き、個別の計画に委任したため、地域住民や団体などの役割が多い計画となる特徴があります。

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられており、また、社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画とも密接な関連があります。

個別計画との関係



□富士見市総合計画

平成18年度策定

この計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、各時代に直面する課題を踏まえて市に将来像を描き出すとともに、多岐にわたる各種の施策を総合的に体系化した最上位の計画です。

この計画は、第4次基本構想と後期基本計画(平成18年度～22年度)からなり、『一人と自然一ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市』を将来都市像として、6つの基本目標(1. 自然と共生するまち 2. 安全で快適に暮らせるまち 3. 健康で安心して暮らせるまち 4. 心豊かな文化を育てるまち 5. 活気に満ちた産業のあるまち 6. 市民と行政が共につくるまち)を掲げています。

特に福祉に関しては、『健康で安心して暮らせるまち』を目標に掲げ、市民すべてが人間としての尊厳を保ちつつ、生きがいに満ちた人生を過ごせるよう、市民と協働により各種福祉施策の充実に努めます。

□(仮称)富士見市障害者支援計画(障害福祉計画・障害者計画)

平成20年度策定

障害福祉計画は、障害者自立支援法に定める、障害のある人などが自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスなどを計画的に提供するために定める計画です。また、障害者計画は、障害者基本法に定める、障害がある人もない人も暮らしやすいまちをつくるため、まちづくり全般の方向性を示す計画です。

平成20年度には2つの計画を同時に見直すとともに、計画期間を平成21年度から23年度とするなど、(仮称)障害者支援計画として障害者施策を一体的に推進します。

□富士見市次世代育成支援行動計画

平成16年度策定

この計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策に係る総合的な計画です。

この計画は、平成17年度から26年度までの10年間の計画期間で、平成21年度に見直しを行います。

「子どもが一番」「すべての子どもと親の支援」「男女共同の子育て」「家庭と地域の共同子育て」という4つの基本理念を基に施策を推進します。

□富士見市高齢者保健福祉計画～あんしん 元気 生き生きプラン 2009～

平成20年度策定

この計画は、老人福祉法の規定による法定計画である「老人福祉計画」と介護保険法の規定による「介護保険事業計画」を「高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するものです。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていくことができるよう、高齢者の保健、福祉、介護予防、介護、生きがい、まちづくりなど高齢者の生活全般にわたる総合的な計画となっています。

平成21年度から23年度までの3年間の計画期間とする第4期計画では、介護予防事業を強化し、できるだけ介護が必要にならないようにすること、介護が必要

になっても心身の状態の悪化をできるだけ防いでいくこと、在宅での生活をできるだけ続けられるようにすることに力点を置いています。

□第2次富士見市地域福祉活動計画

平成17年度策定

この計画は、住民や民間団体の自主的、自発的な福祉活動を中心とした民間の活動や行動目標を示した富士見市社会福祉協議会による計画です。

地域福祉を推進する上で、行政計画である地域福祉計画と対をなす計画であり、平成18年度から22年度までの5年間の計画期間です。

すべての人々の思いやりにみちあふれた「ふるさとふじみ」を創り、住み慣れたこの富士見市で住み続けていける街づくりをすすめるという基本構想を設定し、地域福祉活動の推進、地域生活の支援・サービス利用者の支援、ボランティア活動等社会参加の推進、情報の共有(情報の提供・福祉ニーズの把握)、ネットワーク(つながり)づくりの推進など、6つの基本計画の柱に基づき推進します。

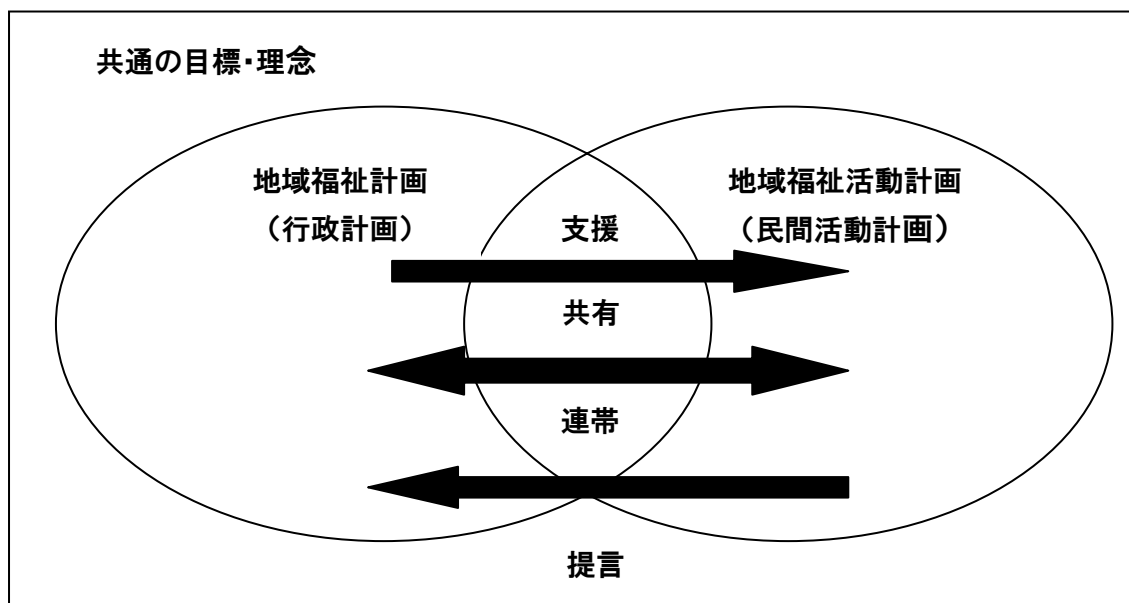
(2) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し、地域住民の立場から地域福祉を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画です。

「地域福祉計画」には、社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の具体化を支援するとともに、広く地域福祉活動の基盤を整備する内容を盛り込むものであり、相互に連携していきます。

障害のある人や児童、高齢者といった対象ごとに、行政の視点で作成した施策を示すものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



3. 計画期間

計画の期間は、平成21年度から同25年度までの5年間とします。また、その間に具体的な実施計画を策定します。

なお、地域福祉計画と地域福祉活動計画は一体的な整備を図ることが好ましいことから、次期改定計画では、社会福祉協議会と連携して策定する予定でいます。

5. 地域のとらえ方

本計画における「地域」を定義しようとするとき、住民の生活や活動様式などにより、とらえ方はさまざまです。また、本市では、町会、地区民生委員・児童委員協議会、公民館や地区社会福祉協議会など、それぞれ担当地区があり、一律ではありません。

そこで、この計画では、次の項目を念頭に、小学校区を「地域」として、とらえました。そして、この「地域」において、保健、福祉サービスの一体的提供や地域活動の拠点づくり、ネットワークづくりなど、地域福祉活動のシステムづくりをめざします。

- ① 地域福祉に関する生活課題の把握が容易にできること。
- ② 住民間で、生活課題に対する関心を共有しやすいこと。
- ③ 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと。